

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	不用品の売払い		佐渡L P S－X－0 0 1 0 6－3	
			承 認	令和 3 年 2 月 1 0 日
			作 成	令和 3 年 2 月 9 日
			改 正	令和 6 年 6 月 2 6 日
				令和 8 年 9 月 1 7 日
		作成部隊等名	基地業務小隊補給班	
1 総則				
1.1 適用範囲				
この仕様書は、航空自衛隊佐渡分屯基地が保管する不用品の売払いについて適用する。				
1.2 用語の定義				
a) 契約担当官				
本不用品の売払いに係わる契約を締結するものをいう。				
b) 検査官				
契約履行の可否を検査するものをいう。				
c) 監督官				
契約履行の状況を確認するものをいう。				
d) 解体				
不用品を破壊、切断、押しつぶし又は溶解することをいう。				
2 役務に関する要求				
2.1 役務の内容				
不用品の売払い（引取り及び解体を含む。）				
2.2 不用品の名称等				
調達要領指定書のとおり。				
2.3 引渡期限				
調達要領指定書のとおり。				
2.4 引渡場所				
航空自衛隊佐渡分屯基地（細部は、調達要領指定書のとおり）				
2.5 引渡要領				
契約相手方は、官側へ不用品の売払代金を納付完了後に引渡し日時を監督官と調整するものとする。				
2.6 検査				
契約相手方は、引渡場所から不用品の撤去完了後、双方立会いの下、本仕様書に基づき、引渡す品目及び数量に齟齬がないか検査官による検査を受けるものとする。				

品名又は件名	不用品の売払い
2.7 転売禁止	
a)	契約相手方は、売払物品を外国政府機関及び外国業者（商社）に売却しないものとする。
b)	契約相手方は、国内業者（商社）に売却する場合においては、当該国内業者（商社）が不正な貿易を行なったことが無いことを確認し、かつ、当該業者（商社）が他の国内業者（商社）に転売（第2次以降の転売も含む。）する場合にも、取得した当該廃品屑等を直接及び間接的であっても、外国政府機関又は外国業者（商社）に売却、転売しないことを条件として契約するものとする。
2.8 提出書類	
	不用品の品目に「真鍮屑」が含まれる場合、契約相手方は、溶解証明書（別紙）を作成し、速やかに監督官へ提出するものとする。
3 留意事項	
3.1 必要資材	
	契約相手方は、不用品の引取りに必要な器材及び車両等を準備するものとする。
3.2 安全管理	
	契約相手方は、作業現場の安全管理を徹底し、事故及び災害等の防止に努めるものとする。
3.3 補償	
	契約相手方は作業中、官側が保有する器材、物品、車両、施設等に損傷を与えた場合は、速やかに検査官へその状況を報告するとともに、契約相手方の負担において原状回復するものとする。
3.4 環境保全	
	契約相手方は、不用品の運搬に際し、飛散又は漏洩等がないように必要な措置を講じるものとする。
4 その他	
4.1 秘密保全	
a)	契約相手方は、本仕様書を第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。
b)	契約相手方は、本役務等において知り得た事項について、他に漏らしてはならない。
4.2 立入手続き等	
	契約相手方は、基地内への出入りに関し、航空自衛隊佐渡分屯基地で定められた所定の手続きを行い、基地内における行動については、監督官の指示に従うものとする。
4.3 仕様書の疑義	
	契約相手方は、本仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官と協議し、解決するものとする。

別紙

(元号) 年 月 日

佐渡分屯基地分任物品管理官 殿
(監督官気付)

住 所

会社名

代表者

印

溶解証明書

(元号) 年 月 日に収集した真鍮屑のうち、打ち殻薬莖に関しては、

(元号) 年 月 日に全て溶解したことを証明致します。

調達要領指定書		
調達要領指定書	調達要求番号	8 売－ 1
	調達要求年月日	令和8年9月18日
	作成部隊等名	第 4 6 警戒隊
	作成年月日	令和8年9月17日
件 名	不用品の売払い	
仕様書番号	佐渡 L P S－X－0 0 1 0 6－2	

指定事項

1. 不用品の名称等

品 目	単位	数量	備考
雑金属屑	K G	1, 460	級外（モジュール）
雑金属屑	K G	1, 300	級外（発生材）
雑金属屑	K G	1, 760	級外（什器）
雑金属屑	K G	710	級外（ドラム缶）
真鍮屑	K G	120	級外（空薬莢）
鉛屑	K G	400	級外（弾頭）
鉛屑	K G	280	級外（機材用バッテリー）
鉛屑	K G	2, 170	級外（自動車用バッテリー）

2. 引渡期限

令和 8 年 1 1 月 3 0 日

3. 引渡場所

